

保護者様

熊本県立東稜高等学校

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です（出席停止期間は欠席扱いにはなりません）。

感染症の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示により他へ感染させるおそれがなくなり登校を再開する際には、以下の「学校感染症による出席停止届」を担任へご提出ください。

※ 医療機関を受診したうえで感染症もしくはその疑いであると診断された場合に出席停止となります。

学校感染症による出席停止届

熊本県立東稜高等学校長 様

_____年_____組 _____番 生徒名 _____

下記の疾患について_____月_____日（_____）に医師の診断を受けました。

このため_____月_____日（_____）から_____月_____日（_____）まで療養させていましたが、登校を再開させますので連絡いたします。

記

疾患名： _____

受診した医療機関名： _____

医療機関の電話番号： _____

令和_____年_____月_____日

保護者氏名 _____ 印

※医療機関受診及び感染症診断確認のため、日付・氏名（本人）・薬の内容等がわかる書類（コピー可）を添付してください。（薬の説明書・お薬手帳の写し等）

※上記の書類等が発行されない場合は別紙「罹患証明書」を提出してください。

※期間については裏面参照。

※感染性胃腸炎の場合は使用できません。別紙「罹患証明書」を提出してください。